



「日本キリスト教会憲法」改正案解説 (3)

信仰告白の教会形成的展開としての憲法

～第2条、第3条、第4条～

三瓶長寿

第2条 (信仰の規範)

(1) 信仰の唯一の規範は、旧・新約66巻の聖書である。信仰告白は、聖書の学びと解釈において教会を手引きし、さらに教会の信仰を聖書へと導く従属的規範である。(2) 日本キリスト教会は、その信仰告白として、1953年10月第3回大会において制定され、1985年10月第35回大会において一部改正された「日本基督教会信仰の告白」を保有する。この信仰の告白は、使徒信条、ニカイア信条、ハイデルベルク信仰問答、ウェストミンスター信仰告白、1890年に制定された日本基督教会信仰の告白に言い表されている信仰を継承している。(3) 日本キリスト教会は、歴史に対する責任を自覚し、主イエス・キリストの到来に向けて、常に新しくイエス・キリストを教会のかしらにして全世界の主と告白し続ける。そのために、教会は、信仰の告白、信仰問答、宣言、指針および声明等の新たな起草および改正に努める。

第3条 (信仰問答)

日本キリスト教会における信仰の教育と訓練のため、また信仰告白に導くため、改革教会の諸信仰問答および日本キリスト教会が制定した諸信仰問答を用いる。

第4条 (礼拝)

(1) 礼拝は、主の日ごとに、時と所を定めて、秩序正しく行われる。(2) 礼拝は、招詞、聖書朗読、説教、祈り、讃美、献金、祝福からなる。(3) 聖礼典は、洗礼と聖餐であって、教師が行う。(4) 日本キリスト教会は式文を保有する。礼拝等諸式は、式文に準じて小会が決定する。ただし、誓約項目は、日本キリスト教会の式文によらなければならない。

憲法改正案が建議された第40回大会(1990年)への「信仰と制度に関する委員」報告は「憲法・規則成案の基本的考え方」を次のように述べています。「宣教する教会として体制を整備するために、宣教の最先端や困難な中にある群れへの配慮、教職の務めの領域の拡大、信徒の働きの確立を考える。また教会会議、長老職、執事職、エキュメニカルな教会の交わりと奉仕にふさわしく憲法・規則を整える」。新しい憲法の精神は、日本キリスト教会が伝道する教会、支えあう教会として形成されることです。そのことをまず確認しておきます。

第2条は40回と41回の2年の大会にわたって熱心に激しく議論された条項です。私たちの教会がなによりも告白を重んじる教会であることの証しです。2条はまず信仰の唯一の規範が66巻の旧新約聖書であることを明示します。新共同訳聖書が外典を「続編」としてつけくわえていますからこの確認は特に重要です。

次に信仰告白について規定します。この条文は現行憲法にはありません。憲法はいわば信仰告白の教会形成的展開ですから、この条文が加えられた意義は小さくありません。信仰告白は私たち日本キリスト教会がどのような教会であるのかという自己認識であり、誰を、何を信じているのか、何を世界に伝えるのかを表明したものです。この信仰を告白し、みずからをこれに一体化して信じ、生き、参与する者が日本キリスト教会の会員です。

まず第1項は信仰告白があくまでも「唯一の規範である聖書」を学び解釈する「従属的規範」であるとして、聖書と信仰告白の関係を述べます。第2、3項で、私たちの信仰告白が古代教会の信条と改革教会の告白が言い表している信仰を継承していることを述べます。私たち現代の教会が世界の諸問題を通して、イエスを教会のかしら、世界の主と告白し、聖書を解釈し、教理を表明し、宣教と奉仕の課題を担っていくとき、それらを自分たちだけの認識と決断で表明するのではなく、聖霊に導かれた代々の教会、時代と場所を異にした多くのキリスト者が聖書をどのように読み、信仰を告白してきたのか、その声に聞き、それに照らされつつ私たちの信仰を告白します。私たちはこれらの信条、信仰告白に言い表されている信仰を感謝をもって学び、「この時代に私たちの言葉で」神への信仰を告白し、世にたいする証をするのです。

礼拝は神の民が、神の栄光をたたえ、キリストのいのちと使命にあずかる場です。「秩序正しく」とは時間・空間の秩序だけでなく、内容においてみ言葉に適っていることをも意味します。礼拝の主要項目として、「礼拝における神の恵みの御業」としての招きの言葉、聖書朗読、説教、聖礼典、祝福が、また「礼拝における教会の応答」としての祈り、讃美、献金が述べられています。その教会の礼拝形式は、小会が神学的教会的に吟味し、会員に配慮してふさわしく定めます。小会の重く喜ばしい務めです。

(前「信仰と制度」に関する委員、鎌倉栄光教会牧師)